中世イタリアのユダヤ人金融

2004.3.9 大黒 俊二 (大阪市立大学)

中世イタリアのユダヤ人史には、他の西欧諸地域とくらべて二つの大きな違いがある。第一は他国のような大規模な追放を経験しなかったことである。小規模な迫害や追放はあったが、イギリス、フランス、スペインのような国家を上げての組織的な追放はイタリアでは起こらなかった。第二は、ユダヤ人が金貸しに専業化していくのは13世紀以降である点である。シャイロックに代表されるユダヤ人 = 金貸というイメージは中世を通じてのものではなく、13世紀以降、比較的短期間に顕著になる現象である。この点でもイタリアは英仏などと対照的である。報告では上記の第二点に焦点を合わせ、13-15世紀北イタリア都市におけるユダヤ人金融の実態を素描した。

13世紀末、とくに14世紀以降、北イタリア諸都市では、キリスト教徒は消費者金融から一斉に撤退し始める。その理由は十分に解明されていないが、これによって生じた空白を埋めるため、ユダヤ人金融業者が中部イタリア、とくにローマから呼び寄せられた。都市当局はユダヤ人と「協定」condottaを結び、ユダヤ人はこれに従って各都市に定住し金融業を営んだ。「協定」は営業期間、場所、内容を規定し、一定年数ごとに更新された。ユダヤ人金融業者は、ローマから中・北部イタリアへ、反時計回りの弧を描くように進出し、15世紀初頭には小都市や村落にまで定着した。ユダヤ人金融の実態はボローニャにおいて比較的よく解明されている。そこでボローニャを例にユダヤ人金融の経営実態を概観した。

15世紀後半、中・北部に定着したユダヤ人の運命に転機がおとずれる。この頃、フランチェスコ会厳修派の説教師は、高利で貧民を苦しめるユダヤ人というイメージを説教によってさかんに説き、民衆の反ユダヤ感情をあおった。同時に彼らはユダヤ人金融に代わる手段としてモンテ・ディ・ピエタという公益質屋の設立を提案した。そして低利ながら利子を徴収するモンテを擁護するため、彼らは伝統的な徴利禁止論を克服する論理を生み出した。以後、中・北部の都市は、一時的にユダヤ人を追放することはあったものの、多くの場合、ユダヤ人銀行とモンテという二重の金融体制を有するようになっていく。

16世紀以後、イタリア・ユダヤ人社会はスペインからのセファルディーム到来とゲットー創設によって、新たな変容を蒙ることになるが、これは別の課題である。